

本日は、ご多用中のところ、千葉県環境生活部次長生駒昌弘（いこま まさひろ）様をはじめといたしますご来賓の皆様、また 県内各地より多くの会員の皆様にご臨席を賜り、まことにありがとうございます。

会員の皆様には、平素より環境保全センターの運営に対し、ご理解・ご協力を賜り、また力強くお支えいただき、衷心より御礼申し上げます。

本日は、総会に先立ち、日本環境保全協会顧問弁護士シグマ麹町法律事務所 伊藤慎也様より「一般廃棄物処理業の法的地位付けと判例動向について」と題し講演を頂きました。皆様の企業におきまして参考になれば幸いです。

本年におきましても、会員企業9社のご協力を頂き展示ブースを設けさせて頂きました。是非ともお立ち寄り頂きますようご案内を申し上げます。

千葉県における浄化槽設置基数は約57万基、このうち合併処理浄化槽は約24万基と全国一であります。千葉県では昨年度、浄化槽法第53条第一項の規定に基づく報告徴収を実施して参りました。会員企業の皆様にはお忙しい中ご協力を賜り感謝を申し上げます。千葉県では実態に沿った基数の把握、法定検査の受検率向上を含め浄化槽維持管理適正化に向け活用していくことと拝察いたします。

法定検査の受検率は、いまだ低迷している状況です。

千葉県では、昨年4月より一般財団法人千葉県環境財団様が指定検査機関に加わり本年4月より県内を2つの区域に分け、7条11条の受検率向上を目指してまいります。

環境保全センターでは、浄化槽法第11条BOD検査に係る採水業務

平成30年度定時総会理事長あいさつ
平成30年5月17日（木曜日）オークラ千葉ホテル

及び一括契約の推進について鋭意取り組んでおります。BOD検査基数も平成29年度は5,000基増の20,000基を超える結果となりました。皆様のご協力に感謝を申し上げます。

また、一般廃棄物収集運搬業についてですが、私どもは一貫して過当競争や受託金額の低下につながる入札制度に反対の立場をとっております。平成17年より毎年、千葉県内の全市町村長の皆様に要望書を提出しております。

昭和50年に制定された「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別処置法」、いわゆる合特法の趣旨をご理解いただき、代替業務への配慮、また既存業者の育成等の要望書でございます。年々回答を下さる自治体も多く、地域会員のみならず委員会としても励みになっております。

ご来会の皆様には環境保全センターに対し、何卒、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

ここで、ご披露させていただきますが、相談役 林 康博さんにおかれましては、平成30年春の叙勲に際し、永年にわたり地域社会の環境保全に貢献された功績により、旭日双光章叙勲の栄に浴されました。誠にご同慶の至りに存じます。林相談役の更なるご活躍と変わらぬご指導を、お願い申し上げます。

また、永年にわたり業務に精励され、業界発展に寄与されました20名の皆様に感謝状を贈呈させていただきます。

これまでのご努力に対し、心より敬意を表します。

結びに、皆様の益々のご繁栄とご健勝をご祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。